

◎ 消費者基本計画（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定）抜粋

【5 年間で取り組むべき施策の内容】

4. 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2) 消費者教育の推進

また、消費者が、自らの消費行動が環境、社会、文化等の幅広い分野において他者に影響を及ぼし得ることへ理解を深めていくことが必要である。リサイクルの推進、適正な廃棄及び食品ロスの削減に向けた取組のほか、被災地の復興に対する理解を深めることなどにも貢献する ESD（Education for Sustainable Development; 持続可能な開発のための教育）の普及啓発に努める。

◎ 消費者基本計画工程表（平成 27 年 3 月 24 日消費者政策会議決定）抜粋

4. 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2) 消費者教育の推進

⑭ 食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）の推進

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
(2) 消費者教育の推進	⑭食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品ロス削減国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」の展開</li> <li>・ロゴマーク「ろすのん」の周知 【内閣府、消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省】</li> <li>・ウェブサイト専用ページの更新</li> <li>・パンフレットの作成及び地方公共団体や関係団体等への提供 【消費者庁】</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者意識基本調査における「食品ロス」の認知度 平成 31 年度 80.0% (平成 25 年 64.5%)</li> <li>・食品ロス発生量の抑制</li> </ul>
		消費者意識基本調査に設問を設けることによる、「食品ロス」の認知度の毎年度調査【消費者庁】					
		食品ロス削減のための商慣習見直しに向けた検討等の取組の推進及び情報提供【農林水産省】					
		家庭から発生する食品廃棄物の発生量及び再生利用量等の調査、自治体の優良事例等の情報提供（状況の変化等を踏まえ、調査事項や情報提供事項等について見直しを行う）【環境省】					
		食品ロス削減による環境負荷の算定【環境省】	食品ロス削減国民運動での活用				

食品ロスを削減するため、次の 1) から 4) までの取組を推進する。

- 1) 平成 25 年 10 月から展開している関係 6 府省庁（内閣府、消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省）の連携による食品ロス削減国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」の展開を継続する。【内閣府、消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省】
- 2) 食品ロス削減につながる取組に関する情報をウェブサイトやパンフレット等を用いて消費者に普及啓発する。【消費者庁】
- 3) 食品関連事業者による食品ロス削減のための商慣習見直しに向けた検討等の取組を推進するとともに、このような取組の情報提供を行う。【農林水産省】
- 4) 家庭系食品廃棄物における排出抑制・再生利用実態調査、食品ロスの削減による環境負荷の算定、地方公共団体の優良事例等の情報提供を行う。【環境省】